



題ノ件別紙ノ通り地方長官宛通牒シタルニ付承知相成度

陸務省 御中

昭和十二年十月十四日 陸軍省報道檢閲係長 原

守

戰死傷者名ヲ新聞紙上ニ多數
羅列セサル様指導相成度件

陸新發第三一四號

0344

陸新發第三一四號

戰死傷者名ヲ新聞紙上ニ多數羅
列セサル様指導相成度件

昭和十二年十月十四日

陸軍省報道檢閱係長

一、各隊之
二、各隊之
三、各隊之
四、各隊之
五、各隊之
六、各隊之
七、各隊之
八、各隊之
九、各隊之
十、各隊之
十一、各隊之
十二、各隊之
十三、各隊之
十四、各隊之
十五、各隊之
十六、各隊之
十七、各隊之
十八、各隊之
十九、各隊之
二十、各隊之
二十一、各隊之
二十二、各隊之
二十三、各隊之
二十四、各隊之
二十五、各隊之
二十六、各隊之
二十七、各隊之
二十八、各隊之
二十九、各隊之
三十、各隊之
三十一、各隊之
三十二、各隊之
三十三、各隊之
三十四、各隊之
三十五、各隊之
三十六、各隊之
三十七、各隊之
三十八、各隊之
三十九、各隊之
四十、各隊之
四十一、各隊之
四十二、各隊之
四十三、各隊之
四十四、各隊之
四十五、各隊之
四十六、各隊之
四十七、各隊之
四十八、各隊之
四十九、各隊之
五十、各隊之
五十一、各隊之
五十二、各隊之
五十三、各隊之
五十四、各隊之
五十五、各隊之
五十六、各隊之
五十七、各隊之
五十八、各隊之
五十九、各隊之
六十、各隊之
六十一、各隊之
六十二、各隊之
六十三、各隊之
六十四、各隊之
六十五、各隊之
六十六、各隊之
六十七、各隊之
六十八、各隊之
六十九、各隊之
七十、各隊之
七十一、各隊之
七十二、各隊之
七十三、各隊之
七十四、各隊之
七十五、各隊之
七十六、各隊之
七十七、各隊之
七十八、各隊之
七十九、各隊之
八十、各隊之
八十一、各隊之
八十二、各隊之
八十三、各隊之
八十四、各隊之
八十五、各隊之
八十六、各隊之
八十七、各隊之
八十八、各隊之
八十九、各隊之
九十、各隊之
九十一、各隊之
九十二、各隊之
九十三、各隊之
九十四、各隊之
九十五、各隊之
九十六、各隊之
九十七、各隊之
九十八、各隊之
九十九、各隊之
一百、各隊之

然ル處現在ノ如ク單ニ之ヲ名簿式ニ新聞紙ニ羅列スルハ國民ノ志氣
ヲ鼓舞スル所以ニアラサルノミナラス資料トシテ提供スル本來ノ趣
旨ニモ合セサル次第ナルニ就テハ將來新聞掲載ハ戦死者及重傷者ノ
勇敢ナル行爲又ハ美談等ヲ其肖像ト併載スル程度ニ止メ名簿式ニ氏
名ヲ多數列舉スルカ如キコトナキ様可然關係者ヲ指導相成度通牒ス

0345

1220
12.9.22

供

警圖秘第七五五七號

昭和十七年九月十五日

警務局長

警務局長

大島

内務省警保局長殿
拓務省管理局長殿
朝鮮總督府警務局長殿
關東局警務部長殿

新聞記事取締ニ關スル件
本日首題ニ關シ別紙ノ通管下各州知事廳長ニ對シ通牒（報）セリ

臺灣總督府

日本標準規格B5(182×257)

0347

共第十二號

陸軍省令ニ基
據

石務省

0346

警圖秘第七五五七號

昭和十二年九月十五日

秘

臺灣總督府警務局長ニ見直三

各州知事廳長殿
交通局通信部長殿

差止第五十三號

新聞記事取締ニ関スル件

本日陸軍省ヨリ北支方面派遣部隊ノ最高
指揮官寺内大將及上海方面派遣部隊ノ最

高指揮官松井大將ノ補職並ニ夫々現地ニ

於テ指揮ヲ採リツ、アル旨發表アル筈

通信部長(貴官)ニ於テハラゲオ放送ニ関

シ右ニ依リ御處置相煩度

右通牒(報)ス

0346

丙

警務部第一二二〇號

接 受	昭 和 年 月 日	決 裁	昭 和 年 月 日
起 案	昭 和 年 月 日	施 行	昭 和 年 月 日
完 結	昭 和 年 月 日	書 淨	
		合 校	
		送 發	

管理局長

警務課長

事務官

電報室

局長

南洋廳長官宛

(新聞記事)取寄(同一件)

石 務 官

0340

REEL No. A-0433

0264

アジア歴史資料センター

十五日 游 陸軍部 另有 赴 友 方 面 派 遣 部 隊，最高指揮官

考內大將及上海方面激遣部隊，最高指揮官松井

大將ヲ補職並ニ夫々現地ニ於テ指揮ヲ執リソフアル旨

榮衰セリ

(起案用紙三號ノ三)

差止(十二) 第五五號

昭和十二年九月十五日

內務省警保局長

警視總監殿
各廳府縣長官殿

新聞記事取締ニ關スル件

本日陸軍省ヨリ北支方面派遣部隊ノ最高指揮官寺内大將及上海方面派遣部隊ノ最高指揮官松井大將ノ補職竝ニ夫々現地ニ於テ指揮ヲ執リツツアル旨發表アル筈爲念

0355

0350

陸軍省 發表

九月十五日
午後一時半

大命に依り陸軍大將寺内壽一は北支方面に派遣せられある陸軍部隊の最高指揮官に、陸軍大將松井石根は上海方面に派遣せる陸軍部隊の最高指揮官に補せられ既に夫々現地に到着し其指揮を執りつつあり。

丙			
管警秘第 九四號			
接	受	昭 和	年 月 日
起	案	昭 和	年 月 日
施行 昭 和 拾 貳 年 八 月 廿 七 日			
完 結 昭 和 年 月 日			
決 裁 昭 和 拾 貳 年 八 月 廿 七 日			
書 淨			
合 校			
送 發			
時 分			
管理局長 總 署 警 務 官 長 事 務 官			
電 報 案 (警 務 部)			
管理局 長			
洋 廳 長 官 宛			
新聞記事差止ニ関スル件			

0355

REEL No. A-0433

0266

アジア歴史資料センター

昨日発令セラルル陸軍異動ニ関スル記事ハ陸軍省
令オ二十四號——中軍事禁止事項ニ抵触スルニ付陸
軍省ヨリ内示タルモノノ外新聞通信等ニ掲載セザ
ル様管下各社ニ注意相成度

(起案用紙三號ノ三)

0354

本シタルモノノ外新聞通信等ニ掲載 セサル程度以下各社ニ注意相成致									

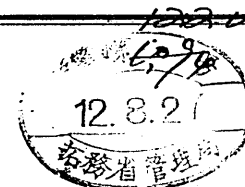
拓務省

(日本標準規格 B 5)

0356

(電報譯文用紙乙)

拓第 號 昭和七年八月二十一日午後二時十一分受 主任		宛名 管理局長 發信人 朝鮮總督府長	電報譯文 新聞紙及出版物取締事務 本日管下新聞通信雜誌等 所轄道知事ニ對シテ、通達牒セリ 本日衆令セラルル筈ノ陸軍兵動ニ關 スル記事ハ本年八月二日陸軍省ヨリ 止事項ニ據觸スルニ付陸軍省ヨリハ
-------------------------------	--	-----------------------	--



拓務省

(日本標準規格 B 5)

0355

(電報譯文用紙甲)

REEL No. A-0433

0268

アジア歴史資料センター

報 電	
送 信 時 分	
クシヤニチウイアイナリタシ○シキ	殿
受 信	

0358

報 電	
送 信 時 分	
トウケウイウビ リム一三六ケイゼウニ二九五、コ一、四〇 タクムセウ カンリキヨクテウ	官 報 殿
ノホカシ コウニテイシヨクスルニツキリク ンセウヨリナイシタルモ ルヨウカンカ	省 信 選
受 信	

0357

REEL No. A-0433

0289

アジア歴史資料センター

敬言圖秘第六九三四號

昭和十二年月二十六日

敬言務局長ニ見直三

秘

各州知事廳長殿
交通司逓信部長殿

ハルシーニ付

南洋ニ付手達情ニ

差第四大號

新聞記事取締ニ関スル件

本日發令セラル、若陸軍異動ニ関スル記事ハ本年七月
十三日付通牒ノ今面ノ事變ニ関スル動員兵ノ記事差
止ニ抵触スルモノニ付陸軍省ヨリ内示シタルモノ、外一切之ヲ

新聞紙ニ掲載セサル様管下各社ニ注意相成度

逓信部長(貴官)ニ於テハラゲオ放送ニ関シ右ニ依リ御屬

置相煩度

右通牒(報)ス

0353

9、

上海方面ニ於テ陸軍ノ作戦

計画ニ関スル新資料ニ事ノ整理

掲載禁止ニ解除ニ関スル件

石
務
省

0360

REEL No. A-0433

027

アジア歴史資料センター

丙

接 受	昭 和 十 年 十 月 二 日	決 裁	昭 和 十 年 十 月 廿 五 日
起 案	昭 和 十 年 十 月 二 日	施 行	昭 和 十 年 十 月 二 日
完 結	昭 和 十 年 十 月 二 日	合 校	昭 和 十 年 十 月 二 日
送 發	昭 和 十 年 十 月 二 日	送 發	昭 和 十 年 十 月 二 日

管理局長 警務課長 事務官

電報 案(昭和甲乙)

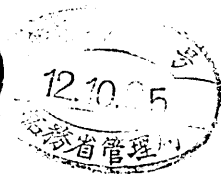
部 局長

甲	朝鮮總督府警務局長
乙	台灣總督府警務局長
甲	樺太廳長官
乙	南洋廳長官

石 務 官

0361

0362									
（起案用紙三號ノ三）									
十月十三日附電 報致レ恩中ノ上海方面ニ於テ陸軍									
ノ作戦行動ニ因テ新聞記事等真摯掲載禁止ニ付									
スル件ハ本日解 除サレ									



拓務省 御中

首題ノ件別紙ノ通り地方長官宛通牒シタルニ付承知相成度

陸新發第三三五號

上海方面ニ於ケル陸軍ノ作戰行動ニ關
スル新聞記事寫眞掲載禁止解除ノ件

昭和十二年十月二十五日 陸軍省報道檢關係長

0355

陸新發第三三五號

上海方面ニ於ケル陸軍ノ作戰行動ニ關
スル新聞記事寫眞掲載禁止解除ノ件

昭和十二年十月二十五日 陸軍省報道檢關係長

地方長官宛

昭和十二年十月十二日附陸新發第三一一號ニヨル禁止事項ハ本十月
二十五日解除セラレタルニ付通牒ス

0355

拓 第

號

昭和十一年十月

月十日午後

時

分受

(電報譯文用紙甲)

宛 名

管理局長

發 信 人

朝鮮
郵務局長

電 報 譯 文

警務局長

事

新聞紙及出版物取締事務

本日管下新聞通信雜誌等

所轄道知事ニ對シテ左ノ通牒セリ

記

本月十二日附通牒ノ上海方面ニ於ケル陸軍部

隊ノ作戰行動ニ關スル新聞記事停止事項ハ

即ニ解除相成度

拓 務 省

(日本標準規格 B 5)

0365

郵便 1480 中郵

トウケイイウビン
リム ハミ ケイゼ ウ ニ〇九七 セー〇、一六
タクムセウカンリキヨクテウ

報

12.10.26 省務

12.10.26 東京第

（ト）（カツ）ホシツキ一三ヒツ ケツウテウノシヤンハイホウメ
ンニオケルリクグンブ タイノサクセンコウド ウニカンスルシ
ンブ ンキジ サシトメハソクジ （カシ）〇シキ

信 送
午 時 分 寄附金
信 契
ゼー一、二五

5027

郵便 1480 中郵

0366

REEL No. A-0433

0276

アジア歴史資料センター

丙			
管警第 八八八 號		接 受	昭 和 年 月 日
決 裁		施 行	昭 和 拾 貳 年 拾 月 拾 六 日
昭 和 拾 貳 年 拾 月 拾 六 日		完 結	昭 和 年 月 日
合 校		送 發	
大 島			
主任			
事務官			
警務課長			
管理局長			
案			
部 局 長			
朝鮮警務局長 臺灣警務局長 臺灣廳長官 朝鮮廳長官			
石 務 官			
0367			

丙

接 受 案	昭 和 年 月 日	施 行 日	決 裁 日	昭 和 年 月 日	完 結 日	昭 和 年 月 日
案	昭和十一年十月十日	昭和十一年十月十日	昭和十一年十月十日	昭和十一年十月十日	昭和十一年十月十日	昭和十一年十月十日

警務部 第八十八號

管理局長 警務課長 事務官

電報 案(拓暗甲、乙) 部長

(甲) 警務局長	(乙) 警務局長	(丙) 警務局長	(丁) 警務局長
(印) 警務局長	(印) 警務局長	(印) 警務局長	(印) 警務局長
(印) 警務局長	(印) 警務局長	(印) 警務局長	(印) 警務局長

南洋廳長官

大島

0369

上海方面ニ於テ陸軍ノ作戦行動ニ関スル
新聞記事寫真真摺掲載禁止ノ件

十月十三日附電報致シ置タル案件ニ関スル陸
軍省ヨリノ通牒文別添ハ通送付ス

別紙添附

(日本標準規格 B. 5)

0368



陸新發第三一一號

上海方面ニ於ケル陸軍ノ作戦行動ニ
關スル新聞記事寫眞掲載禁止ノ件

昭和十二年十月十二日

陸軍省報道檢閲係長 原

守

仍務有 御中

首題ノ件別紙ノ通り地方長官宛通牒シタルニ付承知相成度

0374

上海方面ニ於ケル陸軍ノ作戦行動ニ關スル新聞記事寫眞掲載禁止ノ件
陸軍省ヨリ左ノ通牒アリ通牒文ハ後送ス
「作戦ノ顧慮上兩方合ハ向上海方面ニ於ケル陸軍部隊
ノ作戦行動、陣中要領等ニ關シテハ陸軍省又ハ軍司令
部（。報道部ヲ含ム）ノ發表以外一切ノ部隊名、
地名及方位ヲ新聞紙ニ掲載スルヲ禁ス」

(起案用紙三號ノ三)

0370

別紙

陸新發第三一一號

上海方面ニ於ケル陸軍ノ作戰行動ニ
關スル新聞記事寫眞掲載禁止ノ件

昭和十二年十月十二日

陸軍省 報道檢閲係

首題ノ件左記ノ通り定メラレタルニ付通牒ス

左記

作戰ノ顧慮上爾今當分ノ間上海方面ニ於ケル陸軍部隊ノ作戰行動、
陣中美談等ニ關シテハ陸軍省又ハ軍司令部（〇〇報道部ヲ含ム）ノ
發表以外一切ノ部隊名、地名及方位ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁ス

（電報譯文用紙中）



供覽

拓第311號

昭和十二年十月十四日午後四時四十分受

電信局主任

宛名 管理局長

發信人

朝鮮總務局長

電報譯文

警務局長

警務局長

警官

新聞紙及出版物取締事務

本日管下新聞通信雜誌等

所轄道知事ニ對シテ左ノ通牒セリ

記

作戰ノ顧慮上爾今當分ノ間上海方面ニ於ケル陸

軍部隊ノ作戰行動陣中美談等ニ關シテハ

陸軍省又ハ軍司令部（〇〇報道部ヲ含ム）



拓務省

（日本標準規格 B 5）

0375

0372

REEL No. A-0433

028

アジア歴史資料センター

拓務省

(日本標準規格 B5)

0374

(電報譯文用紙乙)

ノ祭表以外一切ノ部隊名地名及方位ヲ新聞紙
通信等ニ掲載セラルヤウ各社ニ希望相成度

供覧

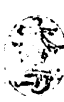
警圖秘第八四一五號

昭和十二年十月十四日

台灣總督府警務局長

警務課長

警務官



内務省警保局長殿
拓務省管理局長殿
朝鮮總督府警務局長殿
關東局警務部長殿

488

南洋庁不達云々

新聞記事取締ニ關スル件

本日首題ニ關シ別紙ノ通管下各州知事廳長ニ對シ通牒（報）セリ

共第十二號

日本標準規格B5(182×237)

臺灣總督府

0371

REEL No. A-0433

0283

アジア歴史資料センター

警圖秘第八四五號

昭和十二年十月十四日

秘

臺灣總督府警務局長ニ見直シ

各州知事廳長殿
交通局通信部長殿

新聞記事取締ニ関スル件

作戰ノ顧慮上爾今當分ノ間上海方面ニ於ケル陸軍部隊ノ作戰行動、陣中談話等ニ関スル記事並ニ寫眞ハ陸軍省、上海派遣軍司令部(〇〇報道部ヲ含ム)又ハ

臺灣軍司令部發表以外一切ノ部隊名、地名及方位ヲ新聞紙ニ掲載スルコトヲ禁セラル候條御子知相成度通信部長(貴官)ニ於テハラゲオ放送ニ関シ右ニ依リ御處置相煩度

右通牒(報)ス

0378

警務部 第八八八號 接 受 昭 和 年 月 日 起 案 昭 和 十 年 十 月 七 日		決 裁 昭 和 十 年 十 月 七 日	午前 午後 時 分
警務課 長 昭 和 十 年 十 月 七 日		完 結 昭 和 年 月 日	
主任 昭 和 年 月 日		合 校 昭 和 年 月 日	
送 發 昭 和 年 月 日		合 校 昭 和 年 月 日	
朝鮮部長 管理局長 警務課 長 主任			
電信案 部局長			
朝鮮警務局長 臺灣警務局長 樺太南洋長官 宛			
新ナル作戦方面ニ関スル新聞記事掲載			

0379

禁止ノ件全部解除スル旨本日陸軍省ヨリ通知アリタルニ付右通報又

(起案用紙三號ノ二)

0380

丙

管轄秘第八八八號

決
裁
昭
和
拾
陸
年
五
月
六
日

淨
大
校
合
發
送

午前
午後
二時
〇分

起案	昭和十一年十月六日
接受	昭和十一年十月六日

施行
昭和拾年三月六日
完結
昭和十年
月
日

管理局長

警務課長

事發

主任

電報案

部局長

朝鮮、警務局長
台灣、警務局長
樺太廳長官
完

石
窮
旨

0382

REEL No. A-0433

0295

アジア歴史資料センター

管理局長

電報譯文

宛名	警務課	發信人	陸軍省 斎藤少佐
拓第	號	昭和	年
		發信局	日午前
			時
		分	受主任

本日陸軍省より左記ノ通電ヲ通報アリ

警務課長 事務官

陸軍省及軍務局十一月六日正午發表

我軍ノ一部ハ海軍ノ通接ニ協力シテ

十一月五日未明杭州灣北岸ニ困難ニ

通敵前上陸ヲ敢行シ大成功ヲ収メタリ

拓務省

(日本標準規格 B 5)

0385

供覽

南洋廳長官

十月四日附電報致シ置キタル新ニ作戰方面ニ關スル

并件ニ關シ本日正午陸軍省より一部ノ發表

アリタリ

(起案用紙三號ノ二)(別紙付)

(日本標準規格 B 5)

0382

南洋方長官	
本日陸軍省ヨリ新聞記事取締方ニ関シ	
左記ノ通通報アリタルニ付可然御措置相成度	
記	
新志作戦方面ニ関スル一切ノ記事及ビ写真ハ陸軍省	
ノ取扱表ニ依リ之ヲ新聞掲載ヲ停止ス	

(起案用紙三股ノ二)(明昇舎特)

(日本標準規格 B 5)

0385

拓務省	
電報課長	
宛 名 官 理 局 長 發 信 人 朝鮮總督府 電報局長	
新聞紙及出版物取締事務 本日管下新聞通信雜	
誌等發行地所轄通知事ニ付シ左ノ通電牒ニ	
記	
裏ニ差止方通牒ノ陸軍ニ於テハ新ノ志作戦	
方針ニ因リ新聞記事禁止ハ解除相成度	

(日本標準規格 B 5)

0386

電 報		中 郵 1493	
トウケウイウビ ン	リムハハケイゼ ウニニニセヨ三 〇	タクムセウカ ンリキヨクテウ	殿
官 報			
ヘトヘカツンサ キニサシトメカ タツウテウノリ クグンニオケル アラタナルサク センホウシンニ カンスルシンブ ンキジサシトメ ワヘカシ〇シキ			
信 送	午 時 分	寄附金	寄附金
信 受	〇四、五〇		
(5058)			
以印局理録四・吉和略 省 信 廣 録四第信			

0387

REEL No. A-0433

0290

アジア歴史資料センター

供覽

朝園秘第二三九八號

昭和十二年十一月五日

朝鮮總督府

警務局長
拓務省管理局長
内務省警保局長
關東局警務部長
警務局長
朝鮮總督府警務局長

新聞記事取縮ニ關スル件

本日別紙、通管下新聞紙發行地所轄道知事ニ對シ電報セリ貴管下各新聞、通信社ニ對シテモ可然御配慮ヲ乞フ

十一月四日

12.11.-8
拓務省管理局長

日本標準規格 B5(182×257mm)

0388

太平堂納

REEL No. A-0433

0388

アジア歴史資料センター

朝圖秘第二三九八號

昭和十二年十一月五日

(寫)

朝鮮總督府警務局長

殿

新聞記事取締ニ關スル件

本日左ノ通新聞紙發行地所轄道警察部長ニ對シ電報セリ爲念

左記

陸軍省ヨリ新聞記事取締方ニ關シ左記ノ通り通報アリタルニ付此趣旨
各社ニ注意相成度

左記

新ナル作戰方針ニ關スル一切ノ記事及寫眞ハ陸軍省ノ發表アル迄之ガ
新聞掲載ヲ禁止ス

0383

丙

接 受 案	昭 和 年 月 日	決 裁	昭 和 年 月 日	書 淨	大 島	合 校	大 島	送 發	昭 和 年 月 日
-------------	-----------------------	--------	-----------------------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------------------

警務部第八八八號

施行 昭和 年 月 日

完 結 昭和 年 月 日

警務局長

後閣

警務課長

後閣

事務官

大島

電報 案（班略甲）

部 局 長

朝鮮警務局長

臺灣警務局長

神戶廳長官

南評廳長官

完

石 務 官

0399

新聞記事取締ニ関スル件 平旨陸軍省より左記ノ通函報越スルニ付可然 少措置相成度 記 一、朝香中將官邸下ノ御勤靜ニ付一切ノ記事及 大本營ノ編成勤務ニ付記事ハ陸軍省令アリテ四 部ニ抵觸スルニ付一切新聞通作雜誌等ニ掲載セザ ル (起案用紙三號ノ三)									
0391									

一、様証意相成度 但シ大本營陸海軍部ノ存在ニ付及報道部長 報道部員ノ官名ヲ個々ニ記述スルハ差支ヘシ 二、爾今大本營陸軍部ノ發表ニ付可ヲ要セス									
0392									

石 務 目

土月大々々々 千日参表									
貴官下各参行責任者注意相成心									
大参官、編成勤務ニ用スル部事ハ陸軍									
省令才千四第ニ抵觸スル一切新聞週									
院雜誌等ニ掲載セザル様告官下参行									
責任者ニ注意相成心									
但シ大参官陸海軍部ノ存在スルツト及ビ									
報道部長、報道部員ノ官長名ヲ個々									

(日本標準規格 B 5)

0394

(電報譯文用紙乙)

拓務省

土月四日 参表									
本日陸軍省ヨリ左部ノ通申越サレタルニ付									
各外地へ通報相成可然哉									
記									
報告中將宮殿下ノ御勤務ニ用スル一切									
部事ハ陸軍省令才千四第ニ抵觸スル									
ニ付新聞週院雜誌等ニ掲載セザル様									

(日本標準規格 B 5)

0395

(電報譯文用紙甲)

拓務省

丙

接 起	受 案	昭 和	年	月	日	決 裁	昭 和	年	月	日	書 合	校 送	發 送
昭 和	九	年	十	月	十	日	昭 和	九	年	十	月	十	日

警務部 第八八八 號

局長 警務課長 事務官

電報 案一 昭 局 長

朝鮮總督府警務局長
臺灣總督府警務局長
朝鮮總督府警務局長
朝鮮總督府警務局長

0396

拓務省

電報譯文用紙乙

二部 述 三 二 一 五 支 へ ナレ

三 爾 今 大 千 官 陸 軍 部、 弁 表、 許 可、 電 報、 乙

0395

(日本標準規格 B 5)

本日陸軍省より左記ノ通函報知シタル付可成り措置相 成度	記	新着宮内省殿下、内院宮君仁王殿下ノ陣中ニ於て 歩兵部、函令一般取締標準ニ基キ掲載差支ナシ	但し兩殿下ノ御職名並ニ就任ノ日時ハ 所屬兵部差支ナシ
--------------------------------	---	---	-------------------------------

(起案用紙三號ノ三)

0397

拓第 號 昭和十一年十一月十日午後四時三十分 電信局 主任	宛 名 管理 局長 陸軍省 斎藤中一 佐 電信譯文	陸軍省より左記ノ通函報知シタル 新着宮内省殿下、内院宮君仁王殿下ノ 陣中ニ於て歩兵部、函令一般取締標準 ニ基キ掲載差支ナシ	但し兩殿下ノ御職名並ニ就任ノ日時ハ 所屬兵部差支ナシ
----------------------------------	------------------------------	--	-------------------------------

外地(通牒相
成り可成り)

拓務省

(中略) (B 5)

0398

12.12.22
拓務省管理局

供

警圖秘第一〇二四號

昭和十一年十二月一日

台灣總督府警務局長

警務局長 事務官

45

45

內務省警務局長
拓務省管理局長
朝鮮總府警務局長
關東局司政部長

新聞記事取締ニ關スル件

本日首題ニ關シ別紙ノ通管下各州知事廳長ニ對シ通牒（報）セリ

臺灣總督府

日本標準規格R6(182×237)

0400

共第十二號

拓務省

(日本標準規格 B 5)

電報譯文

拓第 號 昭和 年 月 日 午前 午後 時 分 受 主任
宛名 發信人

載る事ヲ得ズ、以爲眞トモ知ラズ

(電報譯文用紙用)

0393

REEL No. A-0433

0393

アジア歴史資料センター

警備部第一〇三四號

昭和十二年十二月十日

臺灣總督府警務局長ニ見直ス

(抄)

各州知事廳長殿
交通局逋信部長殿

新聞記事取締ニ関スル件

十二月四日附警備部第一〇三四號ヲ以テ通牒致置候旨顯ノ
件ノ朝香宮鳩彦王殿下、閑院宮春仁王殿下ノ陣中ニ於ケル
御活動ハ爾今一般取締標準ニ基キ掲載差支魚之候條管下
各社ニ通達相成度
但シ西殿下ノ御職名並御就任ノ日時ハ掲載スル事ヲ得サルモノニ
付申添候

逋信部長(貴官)ニ於テハラゲオ放送ニ関シ右ニ依リ御處置
相煩度

右通牒(報)ス

0401

供電

郭國秘オニ大八六郎

昭和十二年十二月十日

朝鮮総督府警務局長

警務局長



警務官



殿



新聞記事取締ニ関スル件

本日は通新聞紙発行地所轄道警察部長ニ対シ電報セリ為念

在外記事連る

記

郭香官鳩彦王殿下閑院宮春仁王殿下ノ陣中ニ於テハ御詔ハ自今一般取締標準ニ基キ掲載

差支ナシ但兩殿下ノ御聯名並御就任ノ日等ハ掲載スル事ヲ得ス御要莫ハ差支ナキニ付此旨各社ニ不達相成度

0402